

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の運営

相談支援事業所「陽だまりの家」運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する陽だまりの家（以下「事業所」という。）が行う指定障害児相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な障害児相談支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、事業の実施に当たり次の各号に配慮して行うものとする。

- （1） 利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- （2） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにすること。
- （3） 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業者に不当に偏することのないよう、公正中立を期すること。
- （4） 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めること。
- （5） 自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2 事業の実施に当たっては、前項のほか、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 相談支援事業所 陽だまりの家
- （2） 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 2

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、8月13日から8月16日
12月30日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1人

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(3) 事務職員 1人

必要な事務を行う。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

(※事業所の実態に応じて記載してください。)

(1) 生活全般に係る相談

(2) 地域の福祉サービス事業者等の情報提供

(3) 障害児支援利用計画の作成

(4) 訪問によるモニタリング

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から児童福祉法第24条の26の規定により算出された障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定障害児相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域外から、片道15キロメートル未満 200円

(2) 実施地域外から、片道15キロメートル以上 500円

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ障害児相談支援対象保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 事業者は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者が、当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき、児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲

げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び、当該障害児相談支援対象保護者に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、佐久穂町の区域とする。

（主たる対象者の障害の種類）

第10条 事業の主たる対象者とする障害の種類

特定しないものとする。

（虐待防止等に関する事項）

第11条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（苦情解決）

第12条 事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービスに関し、児童福祉法第24条の34の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

(地域の連携体制)

第 14 条 自立支援協議会に定期的に参加する等、医療機関や行政、学校、就業支援機関など、地域における連携体制をとる。

連携機関：佐久穂町立 千曲病院・長野厚生連佐久総合病院

(地域生活支援拠点等の機能)

第 15 条 事業所は「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年度厚生労働省告示 116 号）第 2 の 3」に規定する地域生活支援拠点としての機能を行うものとする。

(1) 事業所はコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、利用者から緊急の相談を受けた場合は関係機関と連携並びに協力し、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応をするものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 事業者は、利用者に対し適切な障害児相談支援を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日より 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

2. この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から変更実施する。

3. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から変更実施する。